

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後		現 行	
別 紙		別 紙	
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱		社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	
第 1 (略)		第 1 (略)	
第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金		第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	
1～2 (略)		1～2 (略)	
3 (1)～(4) (略)		3 (1)～(4) (略)	
(5) 第 2 の 2 の表第 1 0 号に掲げる施設の場合		(5) 第 2 の 2 の表第 1 0 号に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成 1 7 年 1 0 月 5 日 社援発第 1005006 号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年 6 月 2 7 日社援発 0 5 2 0 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設等について <u>は、</u> 平成 1 7 年 1 0 月 5 日 社援発第 105006 号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年 6 月 2 7 日社援発 0 5 2 0 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。
4～5 (略)		4～5 (略)	

改 正 後	現 行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。) <u>26,300</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>27,710</u>千円)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>36,580</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,990</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。) <u>35,600</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>39,410</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>50,480</u>千円(初</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 (1) ア～ウ (略)</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。) <u>26,000</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>27,400</u>千円)</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>36,080</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,480</u>千円)</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。) <u>35,200</u>千円(初度設備相当を併せて整備する場合は<u>38,960</u>千円)</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>49,790</u>千円(初</p>

改 正 後			現 行		
度設備相当を併せて整備する場合は <u>54,290</u> 千円) (工) (略) (2) ~ (3) (略) 7 ~ 15 (略)			度設備相当を併せて整備する場合は <u>53,550</u> 千円) (工) (略) (2) ~ (3) (略) 7 ~ 15 (略)		
別表 1 - 1			別表 1 - 1		
算 定 基 準			算 定 基 準		
【保護施設等の場合 (3の(1)に掲げる施設)】			【保護施設等の場合 (3の(1)に掲げる施設)】		
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア~エ (略) オ 積雪寒冷地域 (寒冷地手当支給規則 (昭和39年総理府令第33号) 別表に掲げる地域 (国家公務員の寒冷地手当支給地域) とする。) に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり <u>52,200</u>	(略)	本体工事費	ア~エ (略) オ 積雪寒冷地域 (寒冷地手当支給規則 (昭和39年総理府令第33号) 別表に掲げる地域 (国家公務員の寒冷地手当支給地域) とする。) に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり <u>51,600</u>	(略)

改 正 後		現 行	
	<p><u>.000</u>円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり<u>58,000,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>52,200,000</u>」を「<u>69,300,000</u>」、「<u>58,000,000</u>」を「<u>77,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 （略）</p>		<p><u>.000</u>円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり<u>57,300,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>51,600,000</u>」を「<u>68,400,000</u>」、「<u>57,300,000</u>」を「<u>76,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 （略）</p>
以下、表（略）		以下、表（略）	
別表1-2～1-3 （略）		別表1-2～1-3 （略）	

改 正 後

別表2-1

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度設備加算		88,000
	個室整備加算	都市部	422,000
標準		402,000	
更生施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	5,760,000
	初度設備加算		88,000
	個室整備加算	都市部	422,000
標準		402,000	
授産施設	都市部	標準	2,610,000
		標準	2,490,000
	初度設備加算		88,000
	宿所提供施設	都市部	標準
標準			1,980,000
初度設備加算		88,000	
社会事業授産施設		都市部	標準
	標準		2,490,000
	初度設備加算		88,000
	日常生活支援住居施設	都市部	標準
標準			1,980,000
初度設備加算		88,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-1

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	5,960,000
		標準	5,680,000
	初度設備加算		87,000
	個室整備加算	都市部	417,000
標準		397,000	
更生施設	本体	都市部	5,960,000
		標準	5,680,000
	初度設備加算		87,000
	個室整備加算	都市部	417,000
標準		397,000	
授産施設	都市部	標準	2,580,000
		標準	2,460,000
	初度設備加算		87,000
	宿所提供施設	都市部	標準
標準			1,950,000
初度設備加算		87,000	
社会事業授産施設		都市部	標準
	標準		2,460,000
	初度設備加算		87,000
	日常生活支援住居施設	都市部	標準
標準			1,950,000
初度設備加算		87,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000
宿所提供施設	都市部	2,810,000
	標準	2,680,000
社会事業授産施設	都市部	3,540,000
	標準	3,370,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
救護施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
更生施設	都市部	8,160,000
	標準	7,770,000
授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000
宿所提供施設	都市部	2,780,000
	標準	2,650,000
社会事業授産施設	都市部	3,490,000
	標準	3,330,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,710,000
		標準	6,400,000
	初度設備加算		98,000
	個室整備加算	都市部	469,000
標準		447,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
救護施設	本体	都市部	6,620,000
		標準	6,310,000
	初度設備加算		97,000
	個室整備加算	都市部	463,000
標準		441,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 - 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 - 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	9,190,000
	標準	8,750,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行

別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	9,060,000
	標準	8,640,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-1

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>55,700,000</u> 標準 <u>53,100,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>112,200,000</u> 標準 <u>106,900,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>187,500,000</u> 標準 <u>178,500,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>263,300,000</u> 標準 <u>250,800,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>339,300,000</u> 標準 <u>323,100,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>414,300,000</u> 標準 <u>394,500,000</u>
		121人以上	都市部 <u>490,300,000</u> 標準 <u>467,000,000</u>
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下
	21人 ~ 40人		都市部 <u>90,600,000</u> 標準 <u>86,300,000</u>
	41人 ~ 60人		都市部 <u>151,500,000</u> 標準 <u>144,300,000</u>
	61人 ~ 80人		都市部 <u>213,400,000</u> 標準 <u>203,300,000</u>
	81人 ~ 100人		都市部 <u>274,200,000</u> 標準 <u>261,100,000</u>
	101人 ~ 120人		都市部 <u>336,000,000</u> 標準 <u>320,100,000</u>
	121人以上	都市部 <u>397,000,000</u> 標準 <u>378,100,000</u>	
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>42,900,000</u> 標準 <u>40,900,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>141,400,000</u> 標準 <u>134,700,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>11,700,000</u> 標準 <u>11,100,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>13,500,000</u> 標準 <u>12,900,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 <u>9,670,000</u> 標準 <u>9,220,000</u>	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>6,440,000</u> 標準 <u>6,140,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>37,300,000</u> 標準 <u>35,600,000</u>	

現 行

別表3-1

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部 <u>54,900,000</u> 標準 <u>52,400,000</u>
		21人 ~ 40人	都市部 <u>110,700,000</u> 標準 <u>105,500,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部 <u>184,900,000</u> 標準 <u>176,100,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部 <u>259,600,000</u> 標準 <u>247,300,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部 <u>334,600,000</u> 標準 <u>318,700,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部 <u>408,600,000</u> 標準 <u>389,100,000</u>
		121人以上	都市部 <u>483,600,000</u> 標準 <u>460,600,000</u>
		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下
	21人 ~ 40人		都市部 <u>89,400,000</u> 標準 <u>85,200,000</u>
	41人 ~ 60人		都市部 <u>149,400,000</u> 標準 <u>142,300,000</u>
	61人 ~ 80人		都市部 <u>210,500,000</u> 標準 <u>200,500,000</u>
	81人 ~ 100人		都市部 <u>270,300,000</u> 標準 <u>257,500,000</u>
	101人 ~ 120人		都市部 <u>331,500,000</u> 標準 <u>315,700,000</u>
	121人以上	都市部 <u>391,500,000</u> 標準 <u>372,900,000</u>	
就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>42,300,000</u> 標準 <u>40,400,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部 <u>139,500,000</u> 標準 <u>132,900,000</u>	
短期入所整備加算		都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>13,400,000</u> 標準 <u>12,800,000</u>	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 <u>9,600,000</u> 標準 <u>9,150,000</u>	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>6,360,000</u> 標準 <u>6,060,000</u>	
避難スペース整備加算		都市部 <u>36,900,000</u> 標準 <u>35,100,000</u>	

改 正 後				現 行				
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>101,300,000</u> 標準 <u>96,500,000</u>	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部 <u>99,900,000</u> 標準 <u>95,200,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部 <u>203,500,000</u> 標準 <u>193,800,000</u>			21人 ~ 40人	都市部 <u>200,700,000</u> 標準 <u>191,200,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>339,200,000</u> 標準 <u>323,100,000</u>			41人 ~ 60人	都市部 <u>334,500,000</u> 標準 <u>318,600,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>477,400,000</u> 標準 <u>454,700,000</u>			61人 ~ 80人	都市部 <u>470,900,000</u> 標準 <u>448,500,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>614,300,000</u> 標準 <u>585,000,000</u>			81人 ~ 100人	都市部 <u>605,800,000</u> 標準 <u>577,000,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>750,900,000</u> 標準 <u>715,200,000</u>			101人 ~ 120人	都市部 <u>740,700,000</u> 標準 <u>705,400,000</u>	
		121人以上	都市部 <u>887,800,000</u> 標準 <u>845,600,000</u>			121人以上	都市部 <u>875,700,000</u> 標準 <u>834,000,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>42,900,000</u> 標準 <u>40,900,000</u>			就労・訓練事業等整備加算	都市部 <u>42,300,000</u> 標準 <u>40,400,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>141,400,000</u> 標準 <u>134,700,000</u>	大規模生産設備等整備加算	都市部 <u>139,500,000</u> 標準 <u>132,900,000</u>				
	短期入所整備加算	都市部 <u>11,700,000</u> 標準 <u>11,100,000</u>	短期入所整備加算	都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>				
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>13,500,000</u> 標準 <u>12,900,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	都市部 <u>13,400,000</u> 標準 <u>12,800,000</u>				
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,670,000</u> 標準 <u>9,220,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,600,000</u> 標準 <u>9,150,000</u>				
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,440,000</u> 標準 <u>6,140,000</u>	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,360,000</u> 標準 <u>6,060,000</u>				
	避難スペース整備加算	都市部 <u>37,300,000</u> 標準 <u>35,600,000</u>	避難スペース整備加算	都市部 <u>36,900,000</u> 標準 <u>35,100,000</u>				
	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 <u>26,400,000</u> 標準 <u>25,200,000</u>	共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 <u>26,100,000</u> 標準 <u>24,900,000</u>
			短期入所整備加算	都市部 <u>11,700,000</u> 標準 <u>11,100,000</u>			短期入所整備加算	都市部 <u>11,500,000</u> 標準 <u>11,000,000</u>
			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>2,100,000</u> 標準 <u>2,000,000</u>			エレベーター等設置整備加算	都市部 <u>2,070,000</u> 標準 <u>1,980,000</u>
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,670,000</u> 標準 <u>9,220,000</u>			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 <u>9,600,000</u> 標準 <u>9,150,000</u>
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 <u>6,440,000</u> 標準 <u>6,140,000</u>	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 <u>6,360,000</u> 標準 <u>6,060,000</u>		
		避難スペース整備加算	都市部 <u>37,300,000</u> 標準 <u>35,600,000</u>	避難スペース整備加算		都市部 <u>36,900,000</u> 標準 <u>35,100,000</u>		

改 正 後				現 行						
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	101,300,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	利用定員 20人 以下	都市部	99,900,000		
			標準	96,500,000			標準	95,200,000		
		21人 ~ 40人	都市部	203,500,000	21人 ~ 40人	都市部	200,700,000			
			標準	193,800,000		標準	191,200,000			
		41人 ~ 60人	都市部	339,300,000	41人 ~ 60人	都市部	334,600,000			
			標準	323,100,000		標準	318,700,000			
		61人 ~ 80人	都市部	477,400,000	61人 ~ 80人	都市部	470,900,000			
			標準	454,700,000		標準	448,500,000			
		81人 ~100人	都市部	614,400,000	81人 ~100人	都市部	605,900,000			
			標準	585,100,000		標準	577,100,000			
		101人 ~120人	都市部	751,000,000	101人 ~120人	都市部	740,700,000			
			標準	715,300,000		標準	705,500,000			
		121人以上	都市部	887,800,000	121人以上	都市部	875,700,000			
			標準	845,600,000		標準	834,000,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	42,900,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	42,300,000
				標準	40,900,000				標準	40,400,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	141,400,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	139,500,000
				標準	134,700,000				標準	132,900,000
	短期入所整備加算			都市部	11,700,000	短期入所整備加算			都市部	11,500,000
				標準	11,100,000				標準	11,000,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,500,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,400,000	
			標準	12,900,000				標準	12,800,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,670,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	9,600,000	
			標準	9,220,000				標準	9,150,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,440,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	6,360,000	
			標準	6,140,000				標準	6,060,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	20,700,000	小規模グループケア整備加算			都市部	20,500,000	
			標準	19,800,000				標準	19,500,000	
避難スペース整備加算			都市部	37,300,000	避難スペース整備加算			都市部	36,900,000	
			標準	35,600,000				標準	35,100,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	55,700,000	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員 20人 以下	都市部	54,900,000		
			標準	53,100,000			標準	52,400,000		
		21人 ~ 40人	都市部	112,200,000	21人 ~ 40人	都市部	110,700,000			
			標準	106,900,000		標準	105,500,000			
		41人 ~ 60人	都市部	187,500,000	41人 ~ 60人	都市部	184,900,000			
			標準	178,500,000		標準	176,100,000			
		61人 ~ 80人	都市部	263,300,000	61人 ~ 80人	都市部	259,600,000			
			標準	250,800,000		標準	247,300,000			
		81人 ~100人	都市部	339,300,000	81人 ~100人	都市部	334,600,000			
			標準	323,100,000		標準	318,700,000			
		101人 ~120人	都市部	414,300,000	101人 ~120人	都市部	408,600,000			
			標準	394,500,000		標準	389,100,000			
		121人以上	都市部	490,300,000	121人以上	都市部	483,600,000			
			標準	467,000,000		標準	460,600,000			

改 正 後		都市部	標準
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000	
	標準	40,900,000	
大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000	
	標準	134,700,000	
短期入所整備加算	都市部	11,700,000	
	標準	11,100,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000	
	標準	12,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000	
	標準	9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000	
	標準	6,140,000	
避難スペース整備加算	都市部	37,300,000	
	標準	35,600,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	27,900,000	
	標準	26,600,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	14,200,000	
	標準	13,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	9,670,000	
	標準	9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)	都市部	6,440,000	
	標準	6,140,000	
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	37,300,000	
	標準	35,600,000	
補装具製作施設	都市部	14,200,000	
	標準	13,500,000	
盲導犬訓練施設	都市部	175,400,000	
	標準	167,100,000	
点字図書館	都市部	48,100,000	
	標準	45,900,000	
聴覚障害者情報提供施設	都市部	65,000,000	
	標準	61,900,000	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行		都市部	標準
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,300,000	
	標準	40,400,000	
大規模生産設備等整備加算	都市部	139,500,000	
	標準	132,900,000	
短期入所整備加算	都市部	11,500,000	
	標準	11,000,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,400,000	
	標準	12,800,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,600,000	
	標準	9,150,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,360,000	
	標準	6,060,000	
避難スペース整備加算	都市部	36,900,000	
	標準	35,100,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	27,600,000	
	標準	26,300,000	
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	14,000,000	
	標準	13,400,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	9,600,000	
	標準	9,150,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)	都市部	6,360,000	
	標準	6,060,000	
避難スペース整備(避難スペースのための整備の場合)	都市部	36,900,000	
	標準	35,100,000	
補装具製作施設	都市部	14,000,000	
	標準	13,400,000	
盲導犬訓練施設	都市部	173,000,000	
	標準	164,800,000	
点字図書館	都市部	47,500,000	
	標準	45,300,000	
聴覚障害者情報提供施設	都市部	64,100,000	
	標準	61,100,000	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>149,100,000</u>
			標準	<u>142,100,000</u>
就労移行支援 就労継続支援		41人 ~ 60人	都市部	<u>248,600,000</u>
			標準	<u>236,800,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>349,300,000</u>
			標準	<u>332,700,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>450,100,000</u>
			標準	<u>428,700,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部	<u>549,900,000</u>
			標準	<u>523,700,000</u>
		121人 ~	都市部	<u>650,400,000</u>
			標準	<u>619,500,000</u>
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人以下	都市部	<u>120,300,000</u>
			標準	<u>114,600,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>201,000,000</u>
			標準	<u>191,500,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>282,900,000</u>
			標準	<u>269,500,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>363,600,000</u>
標準	<u>346,400,000</u>			
101人 ~ 120人	都市部	<u>445,900,000</u>		
	標準	<u>424,700,000</u>		
121人 ~	都市部	<u>526,500,000</u>		
	標準	<u>501,400,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>57,000,000</u>	
		標準	<u>54,300,000</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>12,900,000</u>	
		標準	<u>12,300,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,800,000</u>	
		標準	<u>17,000,000</u>	

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>147,100,000</u>
			標準	<u>140,100,000</u>
就労移行支援 就労継続支援		41人 ~ 60人	都市部	<u>245,200,000</u>
			標準	<u>233,600,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>344,500,000</u>
			標準	<u>328,200,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>444,000,000</u>
			標準	<u>422,900,000</u>
		101人 ~ 120人	都市部	<u>542,300,000</u>
			標準	<u>516,500,000</u>
		121人 ~	都市部	<u>641,400,000</u>
			標準	<u>610,900,000</u>
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人以下	都市部	<u>118,700,000</u>
			標準	<u>113,100,000</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>198,300,000</u>
			標準	<u>188,900,000</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>279,100,000</u>
			標準	<u>265,800,000</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>358,700,000</u>
標準	<u>341,700,000</u>			
101人 ~ 120人	都市部	<u>439,800,000</u>		
	標準	<u>418,800,000</u>		
121人 ~	都市部	<u>519,200,000</u>		
	標準	<u>494,500,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>56,200,000</u>	
		標準	<u>53,600,000</u>	
短期入所整備加算		都市部	<u>12,700,000</u>	
		標準	<u>12,100,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,600,000</u>	
		標準	<u>16,800,000</u>	

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,200,000
			標準	257,400,000
		41人～60人	都市部	450,100,000
			標準	428,700,000
		61人～80人	都市部	633,300,000
			標準	603,100,000
		81人～100人	都市部	814,600,000
	標準		775,800,000	
	101人～120人	都市部	996,300,000	
		標準	948,900,000	
	121人～	都市部	1,177,500,000	
		標準	1,121,500,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,000,000	
		標準	54,300,000	
短期入所整備加算	都市部	12,900,000		
	標準	12,300,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000		
	標準	17,000,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	266,500,000
			標準	253,800,000
		41人～60人	都市部	444,000,000
			標準	422,900,000
		61人～80人	都市部	624,500,000
			標準	594,800,000
		81人～100人	都市部	803,400,000
	標準		765,200,000	
	101人～120人	都市部	982,600,000	
		標準	935,900,000	
	121人～	都市部	1,161,300,000	
		標準	1,106,100,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,200,000	
		標準	53,600,000	
短期入所整備加算	都市部	12,700,000		
	標準	12,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000		
	標準	16,800,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	149,100,000
			標準	142,100,000
41人 ~ 60人		都市部	248,500,000	
		標準	236,700,000	
61人 ~ 80人		都市部	349,300,000	
		標準	332,700,000	
81人 ~ 100人		都市部	450,000,000	
		標準	428,600,000	
101人 ~ 120人		都市部	549,800,000	
		標準	523,600,000	
121人 ~		都市部	650,300,000	
		標準	619,400,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	120,300,000
			標準	114,600,000
	都市部		201,000,000	
	標準		191,400,000	
	都市部		282,900,000	
	標準		269,400,000	
81人 ~ 100人	都市部	363,600,000		
	標準	346,400,000		
101人 ~ 120人	都市部	445,700,000		
	標準	424,500,000		
121人 ~	都市部	526,300,000		
	標準	501,300,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000		
	標準	54,200,000		
短期入所整備加算	都市部	12,900,000		
	標準	12,300,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000		
	標準	17,000,000		

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	147,100,000
			標準	140,100,000
41人 ~ 60人		都市部	245,100,000	
		標準	233,500,000	
61人 ~ 80人		都市部	344,500,000	
		標準	328,200,000	
81人 ~ 100人		都市部	443,800,000	
		標準	422,700,000	
101人 ~ 120人		都市部	542,200,000	
		標準	516,400,000	
121人 ~		都市部	641,400,000	
		標準	610,800,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	118,600,000
			標準	113,000,000
	都市部		198,200,000	
	標準		188,800,000	
	都市部		279,000,000	
	標準		265,800,000	
81人 ~ 100人	都市部	358,700,000		
	標準	341,700,000		
101人 ~ 120人	都市部	439,500,000		
	標準	418,600,000		
121人 ~	都市部	519,000,000		
	標準	494,400,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000		
	標準	53,500,000		
短期入所整備加算	都市部	12,700,000		
	標準	12,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000		
	標準	16,800,000		

改 正 後				現 行				
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>270,600,000</u>	都市部	利用定員 40人以下	都市部	<u>266,900,000</u>
			標準	<u>257,700,000</u>			標準	<u>254,200,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>451,300,000</u>	都市部	41人～60人	都市部	<u>445,100,000</u>
			標準	<u>429,900,000</u>			標準	<u>423,900,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>634,400,000</u>	都市部	61人～80人	都市部	<u>625,700,000</u>
			標準	<u>604,200,000</u>			標準	<u>595,900,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>816,500,000</u>	都市部	81人～100人	都市部	<u>805,200,000</u>
	標準		<u>777,600,000</u>	標準			<u>766,900,000</u>	
	101人～120人	都市部	<u>998,700,000</u>	都市部	101人～120人	都市部	<u>984,900,000</u>	
		標準	<u>951,200,000</u>			標準	<u>938,100,000</u>	
121人以上	都市部	<u>1,180,500,000</u>	都市部	121人以上	都市部	<u>1,164,300,000</u>		
	標準	<u>1,124,300,000</u>			標準	<u>1,108,800,000</u>		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>56,800,000</u>	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>56,100,000</u>
			標準	<u>54,100,000</u>			標準	<u>53,400,000</u>
短期入所整備加算			都市部	<u>15,500,000</u>	短期入所整備加算		都市部	<u>15,300,000</u>
			標準	<u>14,800,000</u>			標準	<u>14,700,000</u>
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,800,000</u>	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,600,000</u>
			標準	<u>17,000,000</u>			標準	<u>16,800,000</u>
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	<u>35,400,000</u>	都市部	定員4人～10人	都市部	<u>35,000,000</u>
			標準	<u>33,800,000</u>			標準	<u>33,300,000</u>
	短期入所整備加算			都市部	<u>15,500,000</u>	短期入所整備加算		都市部
			標準	<u>14,800,000</u>			標準	<u>14,700,000</u>
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>270,100,000</u>	都市部	利用定員 40人以下	都市部	<u>266,400,000</u>
			標準	<u>257,300,000</u>			標準	<u>253,800,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>450,000,000</u>	都市部	41人～60人	都市部	<u>443,800,000</u>
			標準	<u>428,600,000</u>			標準	<u>422,700,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>633,200,000</u>	都市部	61人～80人	都市部	<u>624,400,000</u>
			標準	<u>603,000,000</u>			標準	<u>594,700,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>814,500,000</u>	都市部	81人～100人	都市部	<u>803,400,000</u>
標準	<u>775,800,000</u>		標準	<u>765,100,000</u>				
101人～120人	都市部	<u>996,200,000</u>	都市部	101人～120人	都市部	<u>982,500,000</u>		
	標準	<u>948,800,000</u>			標準	<u>935,700,000</u>		
121人～	都市部	<u>1,177,500,000</u>	都市部	121人～	都市部	<u>1,161,300,000</u>		
	標準	<u>1,121,400,000</u>			標準	<u>1,106,000,000</u>		

改正後

現行

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000	
		標準	54,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,900,000	
		標準	12,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000	
		標準	17,000,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	149,600,000
			標準	142,500,000
		41人～60人	都市部	249,100,000
			標準	237,300,000
		61人～80人	都市部	350,100,000
			標準	333,500,000
		81人～100人	都市部	451,300,000
			標準	429,900,000
		101人～120人	都市部	551,100,000
			標準	524,900,000
		121人以上	都市部	652,200,000
			標準	621,100,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,800,000
			標準	54,100,000
短期入所整備加算	都市部	15,500,000		
	標準	14,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000		
	標準	17,000,000		

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000	
		標準	53,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,700,000	
		標準	12,100,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000	
		標準	16,800,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	147,500,000
			標準	140,500,000
		41人～60人	都市部	245,700,000
			標準	234,000,000
		61人～80人	都市部	345,300,000
			標準	328,900,000
		81人～100人	都市部	445,100,000
			標準	423,900,000
		101人～120人	都市部	543,600,000
			標準	517,700,000
		121人以上	都市部	643,200,000
			標準	612,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,100,000
			標準	53,400,000
短期入所整備加算	都市部	15,300,000		
	標準	14,700,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,600,000		
	標準	16,800,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後				
別表3-4				
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	61,900,000
			標準	59,000,000
		21人 ~ 40人	都市部	124,700,000
			標準	118,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	208,300,000
			標準	198,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	292,500,000
			標準	278,600,000
	81人 ~ 100人	都市部	377,000,000	
		標準	359,000,000	
	101人 ~ 120人	都市部	460,300,000	
		標準	438,400,000	
	121人以上	都市部	544,800,000	
		標準	518,900,000	
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	49,900,000
			標準	47,500,000
21人 ~ 40人		都市部	100,600,000	
		標準	95,900,000	
41人 ~ 60人		都市部	168,300,000	
		標準	160,300,000	
61人 ~ 80人		都市部	237,100,000	
		標準	225,900,000	
81人 ~ 100人	都市部	304,600,000		
	標準	290,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	373,400,000		
	標準	355,600,000		
121人以上	都市部	441,100,000		
	標準	420,100,000		

現 行				
別表3-4				
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	61,000,000
			標準	58,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	123,000,000
			標準	117,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	205,500,000
			標準	195,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	288,500,000
			標準	274,800,000
	81人 ~ 100人	都市部	371,800,000	
		標準	354,100,000	
	101人 ~ 120人	都市部	454,000,000	
		標準	432,400,000	
	121人以上	都市部	537,400,000	
		標準	511,800,000	
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	49,300,000
			標準	47,000,000
21人 ~ 40人		都市部	99,300,000	
		標準	94,600,000	
41人 ~ 60人		都市部	166,000,000	
		標準	158,100,000	
61人 ~ 80人		都市部	233,900,000	
		標準	222,800,000	
81人 ~ 100人	都市部	300,400,000		
	標準	286,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	368,300,000		
	標準	350,800,000		
121人以上	都市部	435,000,000		
	標準	414,400,000		

改 正 後				現 行				
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000	都市部	47,000,000	都市部	47,000,000	
		標準	45,500,000	標準	44,900,000	標準	44,900,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000	都市部	155,000,000	都市部	155,000,000	
		標準	149,700,000	標準	147,700,000	標準	147,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	13,000,000	都市部	12,800,000	都市部	12,800,000	
		標準	12,400,000	標準	12,200,000	標準	12,200,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000	都市部	14,900,000	都市部	14,900,000	
		標準	14,400,000	標準	14,200,000	標準	14,200,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000	都市部	10,600,000	都市部	10,600,000		
	標準	10,200,000	標準	10,100,000	標準	10,100,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000	都市部	7,000,000	都市部	7,000,000		
	標準	6,820,000	標準	6,700,000	標準	6,700,000		
避難スペース整備加算	都市部	41,500,000	都市部	41,000,000	都市部	41,000,000		
	標準	39,500,000	標準	39,000,000	標準	39,000,000		
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童 を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	112,500,000	都市部	111,000,000	都市部	111,000,000
			標準	107,200,000	標準	105,800,000	標準	105,800,000
		21人 ~ 40人	都市部	226,100,000	都市部	223,000,000	都市部	223,000,000
			標準	215,400,000	標準	212,500,000	標準	212,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	377,000,000	都市部	371,800,000	都市部	371,800,000
			標準	359,000,000	標準	354,100,000	標準	354,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	530,500,000	都市部	523,200,000	都市部	523,200,000
			標準	505,200,000	標準	498,300,000	標準	498,300,000
	81人 ~ 100人	都市部	682,600,000	都市部	673,200,000	都市部	673,200,000	
		標準	650,100,000	標準	641,200,000	標準	641,200,000	
	101人 ~ 120人	都市部	834,500,000	都市部	823,000,000	都市部	823,000,000	
		標準	794,800,000	標準	783,900,000	標準	783,900,000	
	121人以上	都市部	986,500,000	都市部	973,000,000	都市部	973,000,000	
		標準	939,500,000	標準	926,600,000	標準	926,600,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000	都市部	47,000,000	都市部	47,000,000	
		標準	45,500,000	標準	44,900,000	標準	44,900,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000	都市部	155,000,000	都市部	155,000,000	
		標準	149,700,000	標準	147,700,000	標準	147,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	13,000,000	都市部	12,800,000	都市部	12,800,000	
		標準	12,400,000	標準	12,200,000	標準	12,200,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000	都市部	14,900,000	都市部	14,900,000		
	標準	14,400,000	標準	14,200,000	標準	14,200,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000	都市部	10,600,000	都市部	10,600,000		
	標準	10,200,000	標準	10,100,000	標準	10,100,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000	都市部	7,000,000	都市部	7,000,000		
	標準	6,820,000	標準	6,700,000	標準	6,700,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	23,000,000	都市部	22,800,000	都市部	22,800,000		
	標準	22,000,000	標準	21,700,000	標準	21,700,000		
避難スペース整備加算	都市部	41,500,000	都市部	41,000,000	都市部	41,000,000		
	標準	39,500,000	標準	39,000,000	標準	39,000,000		

改 正 後				現 行						
障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	121,500,000	都市部	利用定員 20人以下	都市部	119,900,000		
			標準	115,800,000			標準	114,300,000		
		21人～40人	都市部	244,200,000	都市部	21人～40人	都市部	240,900,000		
			標準	232,600,000			標準	229,500,000		
		41人～60人	都市部	407,100,000	都市部	41人～60人	都市部	401,500,000		
			標準	387,800,000			標準	382,500,000		
		61人～80人	都市部	572,900,000	都市部	61人～80人	都市部	565,100,000		
			標準	545,600,000			標準	538,200,000		
	81人～100人	都市部	737,200,000	都市部	81人～100人	都市部	727,100,000			
		標準	702,100,000			標準	692,500,000			
	101人～120人	都市部	901,200,000	都市部	101人～120人	都市部	888,900,000			
		標準	858,400,000			標準	846,600,000			
	121人以上	都市部	1,065,400,000	都市部	121人以上	都市部	1,050,800,000			
		標準	1,014,700,000			標準	1,000,800,000			
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	51,500,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	50,800,000
				標準	49,100,000				標準	48,500,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	169,700,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	167,400,000
			標準	161,700,000				標準	159,500,000	
短期入所整備加算			都市部	14,000,000	短期入所整備加算			都市部	13,800,000	
			標準	13,400,000				標準	13,200,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	11,600,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	11,500,000	
			標準	11,000,000				標準	10,900,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,730,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	7,600,000	
			標準	7,370,000				標準	7,200,000	
小規模グループケア整備加算			都市部	24,900,000	小規模グループケア整備加算			都市部	24,600,000	
			標準	23,700,000				標準	23,400,000	
避難スペース整備加算			都市部	44,800,000	避難スペース整備加算			都市部	44,200,000	
			標準	42,700,000				標準	42,200,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	31,000,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	30,600,000	
			標準	29,500,000				標準	29,200,000	
補装具製作施設			都市部	15,800,000	補装具製作施設			都市部	15,500,000	
			標準	15,000,000				標準	14,900,000	
点字図書館			都市部	53,500,000	点字図書館			都市部	52,800,000	
			標準	51,000,000				標準	50,300,000	

改 正 後

聴覚障害者情報提供施設	都市部	72,200,000
	標準	68,800,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現 行

聴覚障害者情報提供施設	都市部	71,200,000
	標準	67,900,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>165,700,000</u> 標準 <u>157,900,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>276,200,000</u> 標準 <u>263,100,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>388,100,000</u> 標準 <u>369,700,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>500,100,000</u> 標準 <u>476,400,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>611,000,000</u> 標準 <u>581,900,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>722,700,000</u> 標準 <u>688,300,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>133,700,000</u> 標準 <u>127,400,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>223,400,000</u> 標準 <u>212,800,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>314,400,000</u> 標準 <u>299,500,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>404,000,000</u> 標準 <u>384,900,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>495,500,000</u> 標準 <u>471,900,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>585,000,000</u> 標準 <u>557,100,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>63,400,000</u> 標準 <u>60,400,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>14,300,000</u> 標準 <u>13,600,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,800,000</u> 標準 <u>18,900,000</u>		

現 行

別表3-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 <u>163,500,000</u> 標準 <u>155,700,000</u>	
		41人 ~ 60人	都市部 <u>272,500,000</u> 標準 <u>259,500,000</u>	
		61人 ~ 80人	都市部 <u>382,800,000</u> 標準 <u>364,600,000</u>	
		81人 ~ 100人	都市部 <u>493,300,000</u> 標準 <u>469,900,000</u>	
		101人 ~ 120人	都市部 <u>602,500,000</u> 標準 <u>573,900,000</u>	
		121人 ~	都市部 <u>712,700,000</u> 標準 <u>678,800,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 <u>131,900,000</u> 標準 <u>125,600,000</u>
			41人 ~ 60人	都市部 <u>220,300,000</u> 標準 <u>209,900,000</u>
			61人 ~ 80人	都市部 <u>310,100,000</u> 標準 <u>295,400,000</u>
			81人 ~ 100人	都市部 <u>398,500,000</u> 標準 <u>379,600,000</u>
			101人 ~ 120人	都市部 <u>488,600,000</u> 標準 <u>465,400,000</u>
			121人 ~	都市部 <u>576,900,000</u> 標準 <u>549,500,000</u>
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 <u>62,500,000</u> 標準 <u>59,500,000</u>
		短期入所整備加算		都市部 <u>14,100,000</u> 標準 <u>13,500,000</u>
発達障害者支援センター整備加算		都市部 <u>19,500,000</u> 標準 <u>18,600,000</u>		

改 正 後

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>300,200,000</u>
			標準	<u>286,000,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>500,100,000</u>
			標準	<u>476,400,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>703,600,000</u>
			標準	<u>670,100,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>905,100,000</u>
			標準	<u>862,000,000</u>
		101人～120人	都市部	<u>1,107,000,000</u>
			標準	<u>1,054,400,000</u>
		121人～	都市部	<u>1,308,400,000</u>
			標準	<u>1,246,100,000</u>
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>63,400,000</u>
		標準	<u>60,400,000</u>	
	短期入所整備加算		都市部	<u>14,300,000</u>
		標準	<u>13,600,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,800,000</u>
		標準	<u>18,900,000</u>	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

現 行

福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	<u>296,100,000</u>
			標準	<u>282,000,000</u>
		41人～60人	都市部	<u>493,300,000</u>
			標準	<u>469,900,000</u>
		61人～80人	都市部	<u>693,900,000</u>
			標準	<u>660,900,000</u>
		81人～100人	都市部	<u>892,700,000</u>
			標準	<u>850,200,000</u>
		101人～120人	都市部	<u>1,091,800,000</u>
			標準	<u>1,039,900,000</u>
		121人～	都市部	<u>1,290,400,000</u>
			標準	<u>1,229,000,000</u>
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>62,500,000</u>
		標準	<u>59,500,000</u>	
	短期入所整備加算		都市部	<u>14,100,000</u>
		標準	<u>13,500,000</u>	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,500,000</u>
		標準	<u>18,600,000</u>	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	108,000,000
			標準	102,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	217,100,000
			標準	206,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	361,900,000
			標準	344,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	509,200,000
			標準	485,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	655,300,000
			標準	624,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	801,100,000
			標準	763,000,000
		121人以上	都市部	947,000,000
			標準	902,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	45,800,000
			標準	43,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	150,800,000
			標準	143,700,000
	短期入所整備加算		都市部	12,400,000
			標準	11,900,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,400,000	
		標準	13,800,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
		標準	9,840,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,870,000	
		標準	6,550,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	22,100,000	
		標準	21,100,000	
避難スペース整備加算		都市部	39,800,000	
		標準	38,000,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	59,400,000
			標準	56,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	119,700,000
			標準	114,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	200,000,000
			標準	190,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	280,800,000
			標準	267,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	361,900,000
			標準	344,700,000

現行

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	106,600,000
			標準	101,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	214,100,000
			標準	204,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	502,300,000
			標準	478,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	646,300,000
			標準	615,600,000
		101人 ~ 120人	都市部	790,100,000
			標準	752,500,000
		121人以上	都市部	934,000,000
			標準	889,600,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	45,200,000
			標準	43,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	148,800,000
			標準	141,800,000
	短期入所整備加算		都市部	12,300,000
			標準	11,700,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,300,000	
		標準	13,600,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	10,200,000	
		標準	9,700,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,700,000	
		標準	6,400,000	
小規模グループケア整備加算		都市部	21,900,000	
		標準	20,800,000	
避難スペース整備加算		都市部	39,300,000	
		標準	37,500,000	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	58,600,000
			標準	55,900,000
		21人 ~ 40人	都市部	118,100,000
			標準	112,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	197,200,000
			標準	187,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,900,000
			標準	263,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	356,900,000
			標準	340,000,000

改 正 後				現 行			
	101人～120人	都市部	441,900,000	101人～120人	都市部	435,800,000	
		標準	420,800,000		標準	415,100,000	
	121人以上	都市部	523,000,000	121人以上	都市部	515,900,000	
		標準	498,100,000		標準	491,300,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,800,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	45,200,000	
		標準	43,600,000		標準	43,100,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	150,800,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	148,800,000	
		標準	143,700,000		標準	141,800,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,400,000	短期入所整備加算	都市部	12,300,000	
		標準	11,900,000		標準	11,700,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,400,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,300,000	
		標準	13,800,000		標準	13,600,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,200,000	
		標準	9,840,000		標準	9,700,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,870,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,700,000		
	標準	6,550,000		標準	6,400,000		
避難スペース整備加算	都市部	39,800,000	避難スペース整備加算	都市部	39,300,000		
	標準	38,000,000		標準	37,500,000		
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			

改正後

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	288,200,000	
			標準	274,500,000	
41人 ~ 60人		都市部	480,100,000		
		標準	457,300,000		
61人 ~ 80人		都市部	675,500,000		
		標準	643,300,000		
81人 ~ 100人		都市部	868,900,000		
		標準	827,600,000		
101人 ~ 120人		都市部	1,062,800,000		
		標準	1,012,200,000		
121人 以上		都市部	1,256,000,000		
		標準	1,196,300,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	60,800,000	
			標準	58,000,000	
短期入所整備加算			都市部	13,700,000	
			標準	13,100,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,000,000	
			標準	18,100,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

現行

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	284,300,000	
			標準	270,800,000	
41人 ~ 60人		都市部	473,600,000		
		標準	451,100,000		
61人 ~ 80人		都市部	666,100,000		
		標準	634,400,000		
81人 ~ 100人		都市部	857,000,000		
		標準	816,200,000		
101人 ~ 120人		都市部	1,048,100,000		
		標準	998,300,000		
121人 以上		都市部	1,238,800,000		
		標準	1,179,800,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	60,000,000	
			標準	57,200,000	
短期入所整備加算			都市部	13,600,000	
			標準	12,900,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	18,800,000	
			標準	17,900,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	61,900,000
			標準	59,000,000
		21人 ~ 40人	都市部	124,700,000
			標準	118,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	208,300,000
			標準	198,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	292,500,000
			標準	278,600,000
	81人 ~ 100人	都市部	377,000,000	
		標準	359,000,000	
	101人 ~ 120人	都市部	460,300,000	
		標準	438,400,000	
	121人 以上	都市部	544,800,000	
		標準	518,900,000	
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,900,000	
		標準	47,500,000	
	21人 ~ 40人	都市部	100,600,000	
		標準	95,900,000	
	41人 ~ 60人	都市部	168,300,000	
		標準	160,300,000	
	61人 ~ 80人	都市部	237,100,000	
		標準	225,900,000	
81人 ~ 100人	都市部	304,600,000		
	標準	290,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	373,400,000		
	標準	355,600,000		
121人 以上	都市部	441,100,000		
	標準	420,100,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	47,700,000
			標準	45,500,000

現 行

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	61,000,000
			標準	58,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	123,000,000
			標準	117,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	205,500,000
			標準	195,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	288,500,000
			標準	274,800,000
	81人 ~ 100人	都市部	371,800,000	
		標準	354,100,000	
	101人 ~ 120人	都市部	454,000,000	
		標準	432,400,000	
	121人 以上	都市部	537,400,000	
		標準	511,800,000	
施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	49,300,000	
		標準	47,000,000	
	21人 ~ 40人	都市部	99,300,000	
		標準	94,600,000	
	41人 ~ 60人	都市部	166,000,000	
		標準	158,100,000	
	61人 ~ 80人	都市部	233,900,000	
		標準	222,800,000	
81人 ~ 100人	都市部	300,400,000		
	標準	286,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	368,300,000		
	標準	350,800,000		
121人 以上	都市部	435,000,000		
	標準	414,400,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	47,000,000
			標準	44,900,000

改 正 後				現 行													
		大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000			大規模生産設備等整備加算	都市部	155,000,000								
			標準	149,700,000				標準	147,700,000								
		短期入所整備加算	都市部	13,000,000					短期入所整備加算	都市部	12,800,000						
			標準	12,400,000						標準	12,200,000						
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000							発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,900,000				
			標準	14,400,000								標準	14,200,000				
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000									就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,600,000		
			標準	10,200,000										標準	10,100,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部							7,000,000				
	標準	6,820,000				標準							6,700,000				
避難スペース整備加算	都市部	41,500,000					避難スペース整備加算	都市部					41,000,000				
	標準	39,500,000						標準					39,000,000				
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下					都市部	112,500,000	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体			利用定員 20人以下	都市部	111,000,000		
							標準	107,200,000							標準	105,800,000	
							21人～40人	都市部			226,100,000				21人～40人	都市部	223,000,000
								標準			215,400,000					標準	212,500,000
			41人～60人	都市部			377,000,000							都市部	371,800,000		
				標準			359,000,000							標準	354,100,000		
			61人～80人	都市部	530,500,000			都市部			523,200,000						
				標準	505,200,000			標準			498,300,000						
		81人～100人	都市部	682,600,000			都市部	673,200,000									
			標準	650,100,000			標準	641,200,000									
		101人～120人	都市部	834,500,000			都市部	823,000,000									
			標準	794,800,000			標準	783,900,000									
		121人以上	都市部	986,500,000			都市部	973,000,000									
			標準	939,500,000			標準	926,600,000									
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000			就労・訓練事業等整備加算	都市部		47,000,000							
			標準	45,500,000						標準	44,900,000						
		大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000						大規模生産設備等整備加算	都市部			155,000,000			
			標準	149,700,000						標準	147,700,000						
	短期入所整備加算	都市部	13,000,000					短期入所整備加算	都市部	12,800,000							
		標準	12,400,000					標準	12,200,000								
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000					発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,900,000							
		標準	14,400,000					標準	14,200,000								

改 正 後				現 行			
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援 整備加算	都市部		10,700,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援 整備加算	都市部		10,600,000
	標準		10,200,000		標準		10,100,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部		7,150,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算	都市部		7,000,000
	標準		6,820,000		標準		6,700,000
小規模グループケア整備加算	都市部		23,000,000	小規模グループケア整備加算	都市部		22,800,000
	標準		22,000,000		標準		21,700,000
避難スペース整備加算	都市部		41,500,000	避難スペース整備加算	都市部		41,000,000
	標準		39,500,000		標準		39,000,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を 基準額とする。</p> <p>5 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>			

改正後

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額			
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	165,700,000	
			標準	157,900,000	
		41人～60人	都市部	276,200,000	
			標準	263,100,000	
		61人～80人	都市部	388,100,000	
			標準	369,700,000	
		81人～100人	都市部	500,100,000	
			標準	476,400,000	
		101人～120人	都市部	611,000,000	
			標準	581,900,000	
		121人以上	都市部	722,700,000	
			標準	688,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	133,700,000
				標準	127,400,000
都市部	223,400,000				
標準	212,800,000				
都市部	314,400,000				
標準	299,500,000				
都市部	404,000,000				
標準	384,900,000				
101人～120人	都市部	495,500,000			
	標準	471,900,000			
121人以上	都市部	585,000,000			
	標準	557,100,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	63,400,000		
		標準	60,400,000		
短期入所整備加算		都市部	14,300,000		
		標準	13,600,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,800,000		
		標準	18,900,000		

現行

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和3年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額			
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	163,500,000	
			標準	155,700,000	
		41人～60人	都市部	272,500,000	
			標準	259,500,000	
		61人～80人	都市部	382,800,000	
			標準	364,600,000	
		81人～100人	都市部	493,300,000	
			標準	469,900,000	
		101人～120人	都市部	602,500,000	
			標準	573,900,000	
		121人以上	都市部	712,700,000	
			標準	678,800,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	131,900,000
				標準	125,600,000
都市部	220,300,000				
標準	209,900,000				
都市部	310,100,000				
標準	295,400,000				
都市部	398,500,000				
標準	379,600,000				
101人～120人	都市部	488,600,000			
	標準	465,400,000			
121人以上	都市部	576,900,000			
	標準	549,500,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	62,500,000		
		標準	59,500,000		
短期入所整備加算		都市部	14,100,000		
		標準	13,500,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,500,000		
		標準	18,600,000		

改 正 後					現 行						
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	300,200,000	福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	296,100,000		
			標準	286,000,000				標準	282,000,000		
		41人～60人	都市部	500,100,000	医療型障害児入所施設	本体	41人～60人	都市部	493,300,000		
			標準	476,400,000				標準	469,900,000		
		61人～80人	都市部	703,600,000	61人～80人	都市部	693,900,000				
			標準	670,100,000		標準	660,900,000				
		81人～100人	都市部	905,100,000	81人～100人	都市部	892,700,000				
			標準	862,000,000		標準	850,200,000				
		101人～120人	都市部	1,107,000,000	101人～120人	都市部	1,091,800,000				
			標準	1,054,400,000		標準	1,039,900,000				
		121人以上	都市部	1,308,400,000	121人以上	都市部	1,290,400,000				
			標準	1,246,100,000		標準	1,229,000,000				
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	63,400,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	62,500,000
					標準	60,400,000				標準	59,500,000
		短期入所整備加算			都市部	14,300,000	短期入所整備加算			都市部	14,100,000
					標準	13,600,000				標準	13,500,000
		発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,800,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,500,000
			標準	18,900,000				標準	18,600,000		
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>					<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>						
別表4以降 (略)					別表4以降 (略)						